

駐車監視員資格者講習等実施要領の制定について（概要）

（平成17年5月10日 鹿交指第103号）

本通達は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則に基づき、駐車監視員資格者講習等の運用に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 駐車監視員資格者講習等の事前準備
- 講習の公示及び受講申込みの受理
- 講習の実施要領
- 修了考査について
- 修了証明書について
- 修了証明書の再交付について
- 駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定
について

等である。